

大町町生活排水処理基本計画

(平成 27 年度～令和 11 年度)

平成 26 年 11 月 策定

令和 2 年 4 月 一部改定

佐賀県大町町

目 次

I	序説	1
II	基本方針	
1	生活排水処理の流れ	2
2	基本方針	3
	（1）生活排水処理施設における整備の推進	3
	（2）し尿・浄化槽汚泥の適正処理の推進	3
	（3）町民への普及啓発活動の推進	3
3	計画期間	3
4	計画処理区域	3
5	処理主体	4
6	し尿・浄化槽汚泥の処理状況	4
7	処理施設の概要	4
III	基本目標	5
1	基本目標	5
2	生活排水処理形態別人口の見込み	6
3	し尿・浄化槽汚泥処理量の見込み	7
IV	基本施策	9
1	生活排水処理施設における整備の推進	9
	（1）合併処理浄化槽の設置の促進	9
2	し尿・浄化槽汚泥の適正処理の推進	9
	（1）収集・運搬体制の検討	9
	（2）し尿・浄化槽汚泥の適正処理の検討	9
3	町民への普及啓発活動の推進	9
	（1）浄化槽汚泥の適正な維持管理の啓発	9
	（2）家庭における発生源対策の促進	10

I 序説

大町町は、平成 7 年度に「大町町特定環境保全公共下水道基本計画」を策定しました。

しかし、計画を推進することが財政上困難となり、平成 12 年度に「大町町生活排水処理基本計画」を策定し、公共下水道計画を念頭に置きながら合併処理浄化槽の普及を行うこととしました。

その後、平成 23 年度の大町町第四次総合計画においては、合併処理浄化槽を下水道等の集合処理施設に替わる施設として位置付けるために、生活排水処理基本計画を見直し・検討することとしました。

これに伴い、平成 26 年度を最終目標年度とした「大町町生活排水処理基本計画」から、今般新たに平成 27 年度を初年度とする生活排水処理の基本計画を策定するものです。

さらに、本町では平成 28 年度から、定住奨励金の非対象者に対し、合併処理浄化槽の設置補助金を加算する施策により、汲み取り便槽・単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への切り替えの促進を図っており、これらを反映した計画とする必要があります。

このため、今回見直しを行ない新たな基本計画として策定するものです。

一部改正について

計画の策定から5年が経過し、処理形態別計画人口等において、現計画の推計値と実績値に乖離がみられるため、基本計画の一部を見直すものです。

【見直す項目】

Ⅲ 基本目標

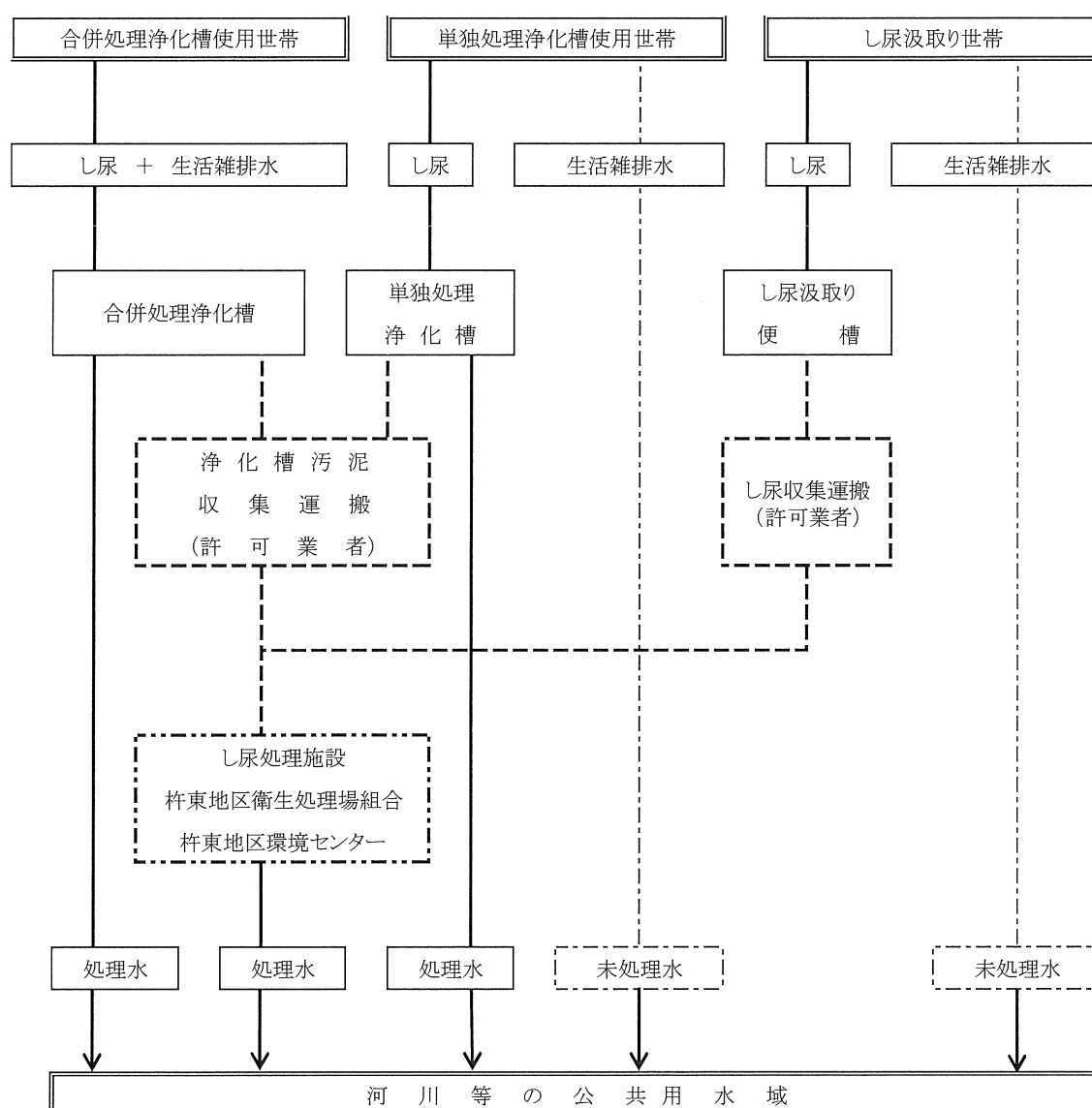
- 1 基本目標
- 2 生活処理形態別人口の見込み
- 3 し尿及び浄化槽汚泥処理量の見込み

Ⅱ 基本方針

1 生活排水処理の流れ

一般家庭から排出される生活排水は、し尿・浄化槽汚泥と台所や風呂場などから排出される生活雑排水とに区別されます。

本町の生活排水処理の流れは、し尿と生活雑排水を併せて処理する「合併処理浄化槽」の使用世帯と、生活雑排水を未処理のまま公共用水域へ放流する「単独処理浄化槽」の使用世帯と、「し尿汲取り便槽」の使用世帯に区分されます（図－1）。



図－1 大町町生活排水処理の流れ

2 基本方針

本町の生活排水処理における現状と課題を踏まえ、本計画における基本方針を以下のように設定します。

(1) 生活排水処理施設における整備の推進

本町においては J R 佐世保線を境に、南部の水田地域は集落が分散しています。中部は商業・住宅地域であります。多くの旧炭鉱住宅地区を残し、過疎化が進行しています。北部は山間地域で集落はありますが、過疎化が進行しています。

以上のことから、公共下水道施設及び集落排水施設等の集合処理施設の整備は困難なため、合併処理浄化槽の設置を推進していきます。

(2) し尿・浄化槽汚泥の適正処理の推進

排出されるし尿及び浄化槽汚泥の排出量に応じた適正な処理を推進します。

(3) 町民への普及啓発活動の推進

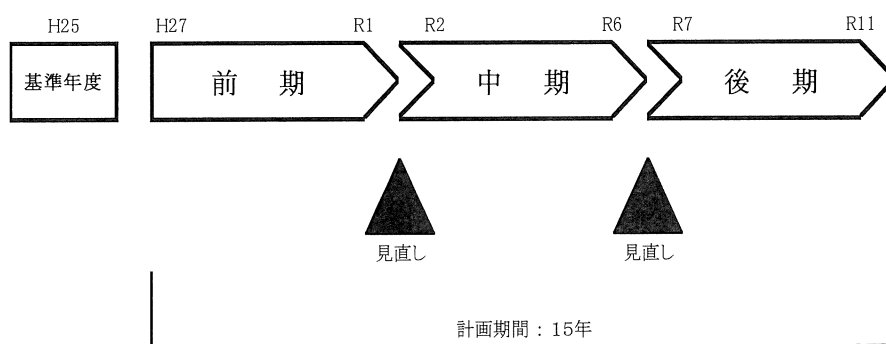
水環境に対する意識向上に向けた啓発を行い、町民一人ひとりが発生源対策に取り組むように促進していきます。

3 計画期間

本計画においては、基準年度を平成 25 年度とします。計画期間は平成 27 年度から令和 11 年度までの 15 年間とします。

この計画期間を 5 年毎の 3 期に分け、令和元年度までを前期、令和 6 年度までを中期、令和 11 年度までを後期とし、各期末毎に本計画の見直し等を行います。

なお、諸条件や社会状況等に大きな変動があった場合は、随時本計画の見直し等を行います（図－2）。



図－2 計画の流れ

4 計画処理区域

計画処理区域は、本町全域とします。

5 処理体制

現況における生活排水処理施設別の処理体制は下記のとおりです。

なお、当面の間は現状の体制を維持していくこととしますが、今後の生活排水処理を取り巻く状況の変化に応じて、杵東地区衛生処理場組合やその他関係機関とも協議した上で見直しを行うこととします（表－1）。

表－1 生活排水の処理体制

処理施設の種類	合併処理浄化槽	単独処理浄化槽	し尿処理施設
対 象 の 種 類	し尿及び生活雑排水	し尿	し尿及び浄化槽汚泥
処 理 主 体	個人等	個人等	杵東地区衛生処理場組合

6 し尿及び浄化槽汚泥の処理状況

本町におけるし尿及び浄化槽汚泥の収集・運搬は許可業者が実施しています。また、その全量を杵東地区衛生処理場組合で管理・運営する杵東地区環境センターで処理しています。

7 処理施設の概要

杵東地区環境センターでは、現在、大町町・白石町・江北町・武雄市（旧北方町）のし尿及び浄化槽汚泥を処理しています（表－2）。

表－2 処理施設

施設名称	杵東地区環境センター
処理主体	杵東地区衛生処理場組合
所 在 地	杵島郡大町町大字福母 1801 番地
処理方法	標準脱窒素処理方式 ＋ 高度処理
処理能力	100 k ℓ／日
放 流 先	一級河川 六角川

Ⅲ 基本目標

1 基本目標

基本方針を実現するために、本計画において目指すべき具体的な目標を下記のとおり設定します（表－3）。

表－3 基本目標

項 目	基 準 年 度 (平成 25 年度)	目 標 年 度 (令和 11 年度)
污水处理普及率	33.2%	83.4%
水洗化率	39.2%	89.6%
し尿処理量	5,406 kℓ／年	817 kℓ／年
浄化槽汚泥処理量	2,524 kℓ／年	3,794 kℓ／年

2 生活処理形態別人口の見込み

令和 11 年度までの処理形態別人口の推計結果を下記に示します。

目標年度の令和 11 年度においては、水洗化・生活雑排水処理人口が 4,279 人、汚水処理普及率が 83.4%になるものと見込まれます（表－4・図－3）。

表－4 生活排水処理形態別人口の見込み

区 分	基準年度 (平成25年度) (実測値)	前 期 (令和元年) (実測値)	中 期 (令和6年) (推測値)	目標年度 (令和11年) (推測値)
①計画処理区域内人口	7,078 人	6,370 人	5,751 人	5,132 人
②水洗化人口	2,353 人	3,079 人	3,679 人	4,279 人
コミュニティプラント人口	0 人	0 人	0 人	0 人
合併処理浄化槽人口	2,353 人	3,079 人	3,679 人	4,279 人
下水道人口	0 人	0 人	0 人	0 人
農業集落排水処理施設人口	0 人	0 人	0 人	0 人
漁業集落排水処理施設人口	0 人	0 人	0 人	0 人
③水洗化人口 (単独処理浄化槽)	424 人	390 人	355 人	320 人
④非水洗化人口	4,301 人	2,901 人	1,717 人	533 人
汚水処理普及率 (②／①×100)	33.2 %	48.3 %	64.0 %	83.4 %
水洗化率 ((②+③)／①×100)	39.2 %	54.5 %	70.1 %	89.6 %

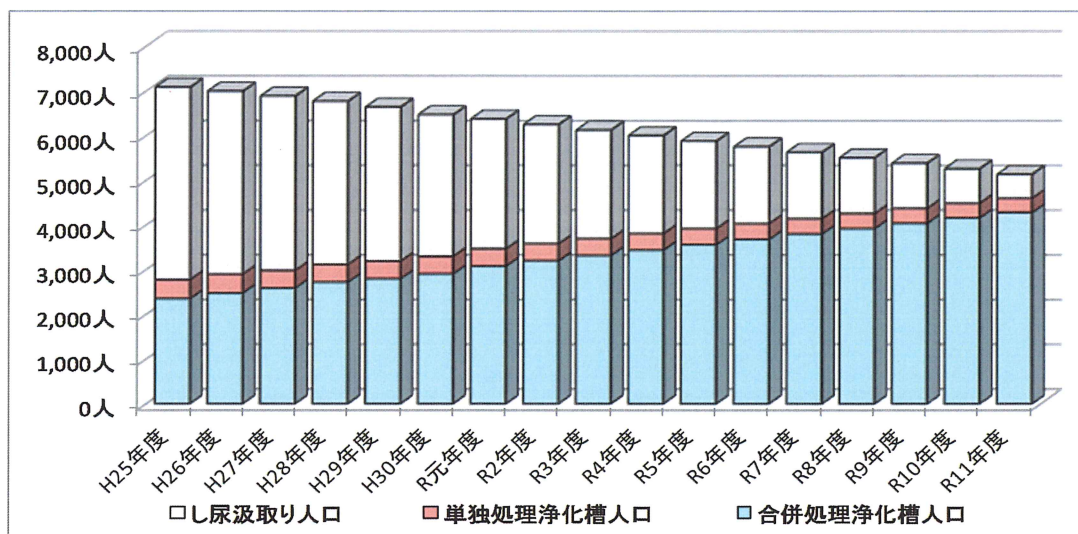


図-3 生活処理形態別人口の推計

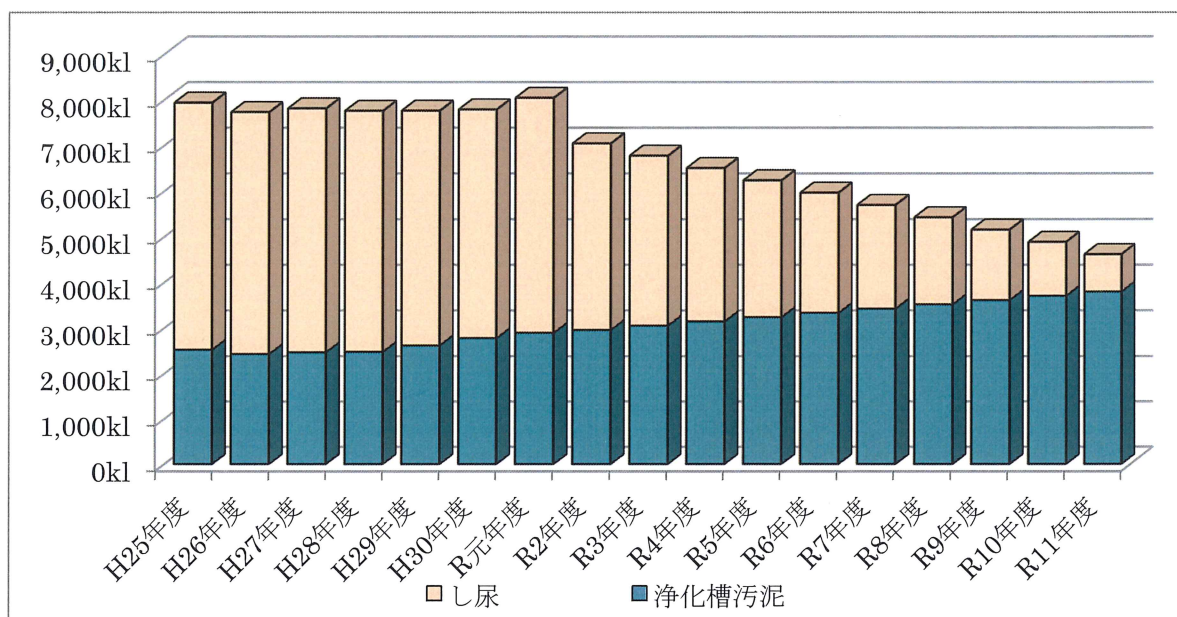
3 し尿及び浄化槽汚泥処理量の見込み

令和 11 年度までのし尿及び浄化槽汚泥処理量の推計結果を下記に記します。

目標年度の令和 11 年度においては、し尿処理量は年間 817kℓ (1 日当り 2.24kℓ)、浄化槽汚泥処理量は年間 3,794kℓ (1 日当り 10.39kℓ)、し尿及び浄化槽汚泥を合わせた合計処理量は年間 4,611kℓ (1 日当り 12.63kℓ) になると見込まれます (表-5・図-4)。

表-5 し尿・浄化槽汚泥排出量の見込み

区 分		基準年度 (平成 25 年度) (実測値)	前 期 (令和元年度) (実測値)	中 期 (令和 6 年度) (推測値)	目標年度 (令和 11 年度) (推測値)
し 尿 処 理 量	年当	5,406 k ℓ/年	5,144 k ℓ/年	2,632 k ℓ/年	817 k ℓ/年
	日当	14.81 k ℓ/日	14.09 k ℓ/日	7.21 k ℓ/日	2.24 k ℓ/日
浄化槽汚泥処理量	年当	2,524 k ℓ/年	2,892 k ℓ/年	3,328 k ℓ/年	3,794 k ℓ/年
	日当	6.92 k ℓ/日	7.92 k ℓ/日	9.12 k ℓ/日	10.39 k ℓ/日
合 計	年当	7,930 k ℓ/年	8,036 k ℓ/年	5,960 k ℓ/年	4,611 k ℓ/年
	日当	21.73 k ℓ/日	22.02 k ℓ/日	16.33 k ℓ/日	12.63 k ℓ/日



図ー4 し尿・浄化槽汚泥年間排出量の推計

IV 基本施策

1 生活排水処理施設における整備の推進

(1) 合併処理浄化槽の設置の促進

本町においては、平成 13 年度から生活排水による公共用水域の汚濁を防止し生活環境の保全を図るために、国の補助基準による合併処理浄化槽の設置に対する補助を行っていますが、本補助を平成 27 年度から令和 11 年度まで継続し、設置の促進を図ります。

また、単独処理浄化槽を設置している世帯及びし尿汲取りの世帯については、個別の状況等を勘案しながら、合併処理浄化槽の転換への指導・啓発を図ります（表－6）。

表－6 合併処理浄化槽の整備計画

施設名	計画処理区域	整備計画年度	整備計画基数	計画処理人口	事業費見込額
合併処理浄化槽	大町町全域	平成 27 年度～ 令和 11 年度	375 基	800 人	136,800 千円

2 し尿及び浄化槽汚泥の適正処理の推進

(1) 収集・運搬体制の検討

し尿及び浄化槽汚泥の収集・運搬については、現行の体制を維持し、今後も許可業者で行うこととします。

また、現在し尿で行っている計画収集については、し尿処理施設の処理の安定化を図るために、今後も継続して行います。

なお、今後のし尿及び浄化槽汚泥の排出状況や社会情勢等の変化に応じて、効率的な収集・運搬体制の構築を随時検討します。

(2) し尿及び浄化槽汚泥の適正処理の検討

し尿及び浄化槽汚泥の処理は、現在、杵東地区環境センターで行っておりますが、今後、施設の更新を検討する時期を迎えるため、杵東地区衛生処理場組合及び関係市町とも協議・調整し定めていきます。

3 町民への普及・啓発活動の推進

(1) 浄化槽の適正な維持管理の啓発

合併処理浄化槽及び単独処理浄化槽の設置者に対しては、専門の業者への定期的な点検・清掃を依頼し、適正な維持管理を行うように啓発します。

(2) 家庭における発生源対策の促進

町民が各家庭において、生活排水の発生源対策（水切りネットの使用、洗剤の適正・適量使用等）を自主的に活動するように啓発します。